

厚岸町議会 老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会会議録

平成25年12月 9日

午後 6 時15分開会

- 委員長（谷口委員） ただいまから、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会を開会いたします。

進め方についてお諮りをいたします。

進め方につきましては、議案提出に至る経緯、提案理由の内容を含めてまず審査を行い、その後で、議案第105号について逐条ごとに進め、それが終わり次第、最後に総体的に質疑を行っていききたいというふうに考えておりますけれども、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認め、早速審査を進めてまいります。

まず、今回提出された資料に基づき、議案提出に至る経緯、提案理由の内容を含めて審査を進めてまいります。

順次質問のある方は挙手願います。

3番、石澤委員。

- 石澤委員 今回、議案第105号の説明資料を見せてもらったのですけれども、これ見ると、相当前からいろいろな話があって来ていたんですね。そして、平成23年度から本格的に審議みたいな形で始まっているようなのですけれども、ほかの町村も含めて1年から2年かけて移行する場合も含めて、時間をかけて町民に知らせたり、それから働いている人たちに知らせることなどやって、時間をかけて審議するようなのですけれども、何でもこんなに早急にこのやり方を進めていくのかということ、まず聞きたいのですけれども。

- 委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 資料を作成させていただいた中で、この時系列的にこの厚岸町の経過としてご報告をさせていただいておりますけれども、特に、今回の私どもの提案につきましては、公募によらないで何とか業者を選定したいという背景がございまして、このことを考えますと、あらかじめ町民等に周知することによって、この管理受託者を予定されている法人が、自らの意思決定において対等な立場で町と協議に応じられないのではないのかということ、この間、職員の待遇をどうするかであるとか、そんなことが私ども一番この移行に当たっては重点的に考えているところでございまして、これが町民の意見等で、なかなか大きく管理受託者と予定される団体の意思決定

に影響が出ないようにということで、双方の協議の中で進めさせていただいたということでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 ほかの地域のほかの町村でも委託事業とか言っているところがありますけれども、その何で委託しなければならないのかとか、どうしてそうなったのかということが、まず私たちにも議会にも示されていないですね。

そもそも赤字がどうだというのはありましたけれども、だからこういうふうに困っているんだとか、どうしたらいいんだとかという、その呼びかけとか問いかけみたいのは、実際なかったと思うんですけども、それほど相談するには値しない議会なんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 委託の関係につきましては、介護保険事業、あるいは介護保険制度が導入された平成12年から、民間参入ということをやられておりましたし、そういったことから、町自ら永遠にやっていく方法と、あるいは民間に全てをやらう方法、あるいは町の施設のまま民間にお願いする方法と、こんな三者択一になるかなと思います。そういうその一つとして、町が保有したまま指定管理者制度を導入したいという背景は、そういった介護保険制度による民間参入ですか、そこを大きく民間活力を活用したい、特に町内の活力を活用したいということでございます。

どうしても経営状況の話になるわけでありまして、この経営状況のことを考えますと、資料にお配りしたとおり、△がついているという状況であります。これは厚岸町の職員の給与体系からよるものが大きな原因でございます、その運営の内容を職員の一生涯懸命努めている結果でも、このような△がつくわけでございます。

したがって、これからもっと経営改善するという部分については、逐次取り組んでおりますので、それ以上の経営改善については私ども役場内部では、ないのではないかなというように、余り経営のことを検討していくと、どうしても赤字の部分に注目が行くものですから、どうしても一生懸命働いている職員に対して大きな負担をかけるなということで、あくまでも民間参入ということを前面に出していきたいということでもあります。

議会に相談への関係でございますけれども、これまで、この議員協議会でご報告するまでご相談等なかったわけでございます。それらは、私、ただいま申し上げましたとおり経営改善策が具体的なものは私ども考えた中では、見出しておらなかったと、それから大きく給与体系が影響しているものだというのでありますので、特別にご相談をする機会がなかったというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 この資料を見てますと、そもそも赤字がふえてきたというのはユニットを導入してからですね。職員がふえたということで、増床で影響が出てきた、上がっているように思うのですけれども、ユニットを増床することは、やっぱり待機者を減らすという目的もあったと思うのですけれども、これはこの時点では、赤字覚悟で導入したのではないんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 平成22年の5月でしたか、特別養護老人ホーム心和園に18床の2ユニットを増床させていただいたところでございます。その年は△の4,568万4,500円、その前年は3,284万1,000円と、心和園の部分だけで言いますと、そういうことになるわけでございますけれども、増床した分、そしてまた、加えてユニットの設置ということで、通常の職員体制よりも手厚い配置が必要となる関係で、そういった人件費の増加が当然予想していたわけでございます。

しかし、このことよって町民の利用を幅を広げることによって、黒字にしようという考え方では当時はなかったわけでございます。そうすると手厚い介護と給与体系からすると、当然という言い方は変ですけれども、赤字であったところを黒字化できないということをご予想はしたわけでありまして、かといって、この赤字を覚悟してやるということではなくて、その後、前後に今指定管理者候補として考えている法人が、この特に在宅福祉サービスからということですから、デイサービスの関係ですけれども、このような施設運営もしていきたいと、町営の貢献をしていきたいということがあって、事業者側に受け入れ態勢の意思が芽生えてきたなということもありまして、この機に及んだということで、このままずっと赤字を覚悟していくというような状況でのユニット設置はなかったわけでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 ということは、最初から社協ありきで進んでいたということですか。私もそうですね、町民は町でやってくれるから最後の心和園にしても、デイサービスにしてもそうですね、心和園は特に最後の生活の場ですよ、ひょっとしたら。入らないで、自分でびんびんころんでいけば一番いいですけれども、そういうわけにいななくて、どうしても人の手をかりるためには、心和園というのは厚岸町の大事な砦ですよ、生活の。その部分が最初から指定管理者という形か、社協に譲るのが前提で、そうしたらユニットを建ててやってきたということになるんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 民間参入に当たっては、二通り大きく考えますと今の移行する場合ですね、町営を民間に移行する場合、二通り大きく申し上げますと、一つは、今般提案させていただいている施設を町保有のまま、指定管理者に管理をお願いするとい

うことでありますから、これは将来的には施設の維持、改築、そういったものがこの時点では町が責任を持つという考え方であります。もう一方は、指定管理者制度ではなくて、施設を町営のものを、いわゆる所有権を譲渡する。今厚岸町は譲渡しません。所有権を充実とする。譲渡した先で介護保険事業を維持管理する。ですから、そこには、将来その新しく受ける事業者が、その当然将来老朽化施設しますから、それをどう改築していくか。そこでもうやめてしまうのか、老朽化でその施設を使い放しでやめてしまうのか、そういう事業者には町は譲渡できないと思います。したがって、将来的にその改築を事業者にゆだねるということになります。そうしますと、その事業者は、給与の話になっちゃうんですけれども、抑えて、減価償却していくような形でないと、将来の建設費が留保できないということになります。町はそれを選ばないということであります。

それから、社協ありきということでご質問されましたけれども、結果的には社会福祉協議会にお願いしたいということになるわけでございますけれども、町内にはグループホーム、デイサービス、デイケア、多角的に訪問介護も含めて経営している事業者もおります。ですから、施設運営としては、社協だけではないというふうに私どもはとらえております。そういった意味では、社協ありきではないということ、まずご理解いただきたいですけれども、じゃ、なぜ社協かというところなのですかけれども、もう一方の事業者については、介護保険創設時からいろいろな訪問介護から始めてグループホームだとかもデイケアだとか、いろいろ多角的にやってきたのですけれども、要は施設も自ら建てて、そういう経営努力をなさっていると、これが一般的に町外でいきますと釧路市内だとか、そういう大きな町と同じような何ら変わらない経営の考え方であります。

町からの補助金はありません。そういう経営主体は、いわゆるその中で職員は給料をもらって頑張っているわけでございます。町がその事業者、我々現在今働いていただいている職員の待遇面を考えますと、その業者にお問い合わせすると、業者に既にたくさんの方がいますので、給与が不均衡になる。そういうことだと私たちが思う民間活力というのが難しいのではないのかなということ、結果的に社会福祉協議会というふうに考えたところでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そうすると、今3回ぐらい職員に説明、18日、21日、そして10月22日に職員に方針を説明していますよね。この急激な中で職員から、どうしたらいいかという戸惑いとか、それから生活に対する不安とか、そういう意見は上がってこなかったのですか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほどのユニットの件で私からつけ加えさせていただきたいと思いますが、平成22年に開設するとき、実は先ほどの予算委員会でも待機待ちのお話がありましたけれども、やはり私としては、町民ニーズに合った特養にしなければならないということで、増床をしようという試作的に考えたわけであります。しかしながら、当

時は、やっぱり町単独では建設するには大変難しいことでもあります。そこで、当時は多床室ではだめだと、ユニットでなければ補助は出ませんよという時代だったのです。そういうことでユニットというものが設置されたということでもありますので、ご理解賜りたく存じます。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 17ページに全体会議3分の1というのは全職員の3分の2という意味でございます。18日、それから21日に残りの3分の1、わずか2人の方はこのいずれにも参加することができませんでしたので、22日に説明を聞いていただいたということでもあります。この時点では、さまざまな意見というか質問とかがなされました。ただ、説明したばかりでありましたので、将来の生活不安まで、正直言って職員はそこまでは考えを及んだ発言ではなかったのかなと。ただ、同じ仕事をするにしても、経営者がかわるということになるものですから、その経営者がどのような方針で、あるいはどのような給与体系でというところは、その生活の不安視する部分かなと。その部分ではありました、そういう状況で。

その後1週間後から、今度はここに書いてありませんけれども、個別に11月4日までに終わっているのですけれども、お一人ずつ私お話しをさせていただきました。おかげさまで、全員の方のお話をきくことができました。そのときには、説明といいますか、こういう本日の提案を最短でこの12月、本日を迎えることとなると、そういう準備を進めているというふうにお話をさせていただいたのですけれども、最終的には議会の議決がなければ、私どもは進めることはできないのということをお願いしております。

また、議会の議決があったとしても、その後に指定管理者の業者を指定する議決も、また、これも議決がなければ社会福祉協議会には決まらないのということをお願いしました。そういう中で、1人私、5分か10分ぐらいで、大勢の方いらっしゃいますので、すぐらいというふうに思っていたのですけれども、結果的には10分、20分とか、なかには30分とか、そういうお話をさせていただくことができました。その多くが、私のほうで求めて職員に負担をかけたのは、わずか1週間の中で、そういったふうに町はスケジュールを考えているので、大変申しわけないのですけれども、このまま経営者がかわるけれどもお仕事を続けていただけるかどうか、あるいは正職員の場合は、それを希望しない場合は町の事務職員として残っていただけるかどうか、こういったことを選択を実はお願いする負担をかけて、仮にということ、それぞれのその時点でのお気持ちを聞かせていただきました。

そういう中で、生活不安という、それはもちろんあるのでしょうけれども、それは前面に出さず、やはり経営者がかわるので新しい経営者の話も聞きたいということと、それから今度は社会福祉協議会となるホームヘルパーという事業もやっていますので、そういう人事交流もあるのだろうかということであるとか、移行時には、例えば、今、心和園で働いている方は同じく心和園で働いているだとか、もうほとんどと言いますか、多い方が移行を考えたときの自分の姿といいますか、働く姿を描いた私との面談でありました。

ですから、そういうところからすると、将来というよりも今直面した移行に当たって、その社会福祉協議会でどのような対応を自分自身にさせていただくのかと、そういったところが大きく意識されていたのかなというふうに感じておりました。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 多分働いている人にとっては、やめるか新しい施設に移るか、二者選択と言ったら変な言い方ですけども、そういう気持ちもあったと思います。

あとそれから、利用者の家族とかには、まだ説明はしていないのですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私自身としては、やめるかという思いで聞いた覚えはございません。あくまでも今の仕事を長くやっていただきたいのだという思いで、職員にお話をさせていただきました。また、利用者への説明については、今議会で可決いただいた後に、速やかにご説明を丁寧にしたいということで、準備をさせていただいているところでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 課長はそのつもりではないかもしれないのですけれども、受け取ったほうにすれば、そういう感じで受け取った場合だってあると思います。それはね。ただ、自分はそういうつもりではないとおっしゃっているのだから、そうかなと思いますけれども。ただ、働いている人にとっては、本当に辛い思いを、ちょっとしたの、結構したのかなという感じはします。

あと利用者には後からという話ですけども、こうやって町の中でうわさになってましたよね。そうすると、家族にも耳に入っていると思うのですよ。そうしたら、うちはどうなんだろうと、置いてもらえるのだろうか。また、それから今町でやっているから利用料は安いけれども、高くなるんじゃないかとか、何か別な負担が出てくるんじゃないかとか、そういう不安なんかも出てきていると思うのですけれども、それに対しても何も言わないで、これが決まってからやるということですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 職員については大変辛い思いをさせたなど、そのようには感じております。

それから、置いてもらえるかどうかについては、これは利用者のまだお話、不安等は聞いておりませんので、今私がお説明しても、あれかなと思うのですけれども、そういった不安を速やかに払拭させるような思いで、この後利用者へのご説明に意を尽くしてまいりたいと思います。

また、利用料につきましては、これも今ご説明するよりも、利用者への直接説明させていただいたほうがよろしいかなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（谷口委員） それでは、他にございません。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 逐条ということになると、字句の解釈が非常に難しいので、今聞くことが逐条で聞くべきこととダブってしまうことがあるかもしれませんので、それはご容赦いただきたい。

それで、今回は、心和園でサービスに関しては指定管理者制度を導入するということで、議案第105号の説明がありました。一番根本はそこだと思います。それで、これを通常の建物の管理だとか、そういうものでありますと、それで、ふんふんということになるのですけれども、これ介護保険の事業なんですよね。ですから、今度はそれを指定管理者制度の導入ということが、今度は介護保険法の観点のほうからは、何を意味するかという話が提案理由のときには余り明確になかったようなので、ちょっとその点、私なりにお聞きしたいのでよろしくお願ひしたい。

現在、まず大きなものでは、特養の設置して運営してますね。それから居宅介護の部分ではデイサービスの事業を行ってありますね。そのほかに地域支援というか、そういうことでまだいろいろありますけれども、今大きなものだけで先に言います、ちょっと細かなものがあるんですけども。

ここで、今までは厚岸町が事業者でした。介護保険というのは保険者がいて、被保険者がいて、事業者がいるわけですね。三角関係になっているわけですよ。それで、この事業者が今度はもう既に本会議のときか何かで社協という言葉が出てましたので、私も使わせてもらいますが、予定する指定管理者ですね。その指定管理者として受けたところが事業者になって、厚岸町は事業者から外れると、そういうことになるわけでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 老人福祉法の適用の関係で若干違いますのは、特別養護老人ホームは町が設置者として譲渡しない限り変わらず、町が設置をしたということで北海道へ届けます。それは変わりありません。運営の部分を指定管理者にやっていただきくと、管理をですね。デイサービスについては、設置そのものも改めて指定管理者に北海道へ届出をしていただく、そして認可をいただくという内容でございます。

- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 何か非常に複雑でよくわからないのですけれども、そうすると、簡単に私のレベルで理解できるように、ちょっと置きかえて言いますと、心和園に関しては、厚岸町が事業者で指定管理者はその下請けをやると、そういうことになるわけですか。なに

かがあったときに、事業者として責任を持たなければならないことから、厚岸町は抜
けられないとあるとすれば、厚岸町が事業者として全責任を持っていなければならない。
実際にやる指定管理者との間で連帯責任になります、そんな話は別ですよ。まずその
あたり、どういう構造になっているのか、指定管理者というほうはわかります。介護保
険法でいうところの事業者はどのような構造になっているのか、これをわかりやすく説明
してください。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 6 時47分休憩

午後 6 時48分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、ちょっとくどいようですけども、先ほどのをもう
1 回繰り返させていただけます。

介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでは、老人福祉法上でも介護保険法
上においても、開設の届けと事業者等の申請をするのは地方公共団体という取り扱いで
す。

それから、今度居宅サービス、いわゆるデイサービスのほうでありますけれども、老
人福祉法上及び介護保険法上、両方においてもその開設、指定については指定管理者と
いうふうになります。では、利用者の関係はということになるのですけれども、特別養
護老人ホームでありますけれども、これは設置と申請の主体にかかわらず、利用者との
契約の主体は、いずれも指定管理者とそのように規定をされているというふうに理解を
しております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 何でそんなことをくどく聞くかといいますと、議会の権限がらっと変わるん
ですよ。厚岸町が事業者であるならば、その介護保険による事業に関して、議会として
これに対する関心なり意見を申し上げたり、内容を聞いたりすることができますよね。
しかし、これが厚岸町が事業者から手を引いてしまって、別団体が事業者として動き出
した場合には、現在町なかにあるグループホームだとか、いろいろやっている施設と同
じようなことになりますよね、町とそことの関係ではね、厚岸町事業者ではないのだっ
たら。そうすると、それに対して議会が、何かを言うということは、これできないので
すよ。そのあたり明確にやはりしていかなければならないと思うんです。議会側として
この後、どういうふうに対処するかという問題に絡んできますので、もう一度教えてい
ただきたい。

- 委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 6 時51分休憩

午後 6 時53分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 申しわけございません。

地方自治法上で、私どもが今その施設に利用者からいただく利用料金、これを町が収入するという場合と、管理受託者がそれを収入する場合との違いで、町長が収入する場合については、利用者の契約に当たっても特別養護老人ホーム及びデイサービスともに地方公共団体が契約の主体となるということで、利用料金をそのまま指定管理者に収入させる場合においては、利用契約は主体は指定管理者と、双方そのように規定をされております。

- 委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 6 時41分休憩

午後 6 時54分再開

- 委員長（谷口委員） 再開します。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） きちっとした説明を申し上げませんでした。

今の利用料金制をとる、とらない場合で、とらない場合については地方公共団体と議会の関係がそのままございますけれども、利用料金制をとった場合については、指定管理者と議会の関係については、権限が及ばないものというふうに解釈をしております。

- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 必ず議会側としては、議会の権限がどこまで及ぶかということは、これ定石でしょう。それで、もう一度聞きますよ、その議会の権限が及ぶとか及ばないとかという話を言っているのだけれども、料金を町が徴収するかしないかによって、事業者であるかどうかが変わってしまうのですか。介護保険でいう事業者なのかと私聞いているのですよ。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 6 時55分休憩

午後 6 時56分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 質問の意図を別なほうに解釈してしまいました。

老人ホームとデイサービスのとらえ方が違います。特別養護老人ホームについては介護保険法上の事業者は地方公共団体、それからデイサービスセンターにつきましては、介護保険上は利用料金制を今とろうというふうに考えておりますので、指定管理者というふうにとらえております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうですね、そういうふうに違うのですね。そうすると、厚岸町が今、別の団体に指定管理者として特別養護老人ホームの運営をしてもらったとしても、厚岸町は特別養護老人ホーム事業の事業者です。そうすると当然その事業が適性に行われているかどうかについては、議会側からこれについていろいろな資料を出してもらったり、調査をしたり、そういうことができる、こういうことにならざるを得ませんよね。だって、事業者としての責任を町が持つわけですからということ整理して。

それから、デイサービスに関しては、全く事業者から厚岸町が外れてしまうということで、その両方はちょっと毛色が違うんだということで、よろしいのですね。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 特別養護老人ホーム、それからデイサービスセンター、それぞれ私どもは受託者から事業の報告、経営の状況等も調査、あるいは指導をする立場でございます。そのうち、特別養護老人ホームにつきましては、その公平等の観点からもありますし、議会のほうにも資料を出すものと、そのように理解をしております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 間違えないでくださいよ、保険者としての意味に関して、あるいは権限に関して、今言っているわけではないですからね。事業者なんですよ。

それで、次に移りますが、今も申し上げたように、介護保険の制度というものは、保険者、被保険者、事業者という三つの役割というか、立場というか、主体というか、それがございますね。

それで、今回その運営を指定管理者をつかって、今言った事業者かどうかという話は、ちょっとこっちへおいて、厚岸町から指定管理者という立場に立った団体の運営になりますよね。それで、先ほど来出ていたように、現在働いていた方の雇い主もかわるということになるということだと思っただけですが、それで、それぞれの立場からこの俗に言うメリット、デメリット、それを考えてみる必要があると思っただけです。

それで、保険者の立場で言いますと、どこがどのように変わるのか、保険者にとって、これはどのようにお考えですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 経営者が変わることによって、保険者の立場として変わるものではないというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それは、まあ、厚岸町としては経営がしっかりしてもらえば、一般財源から補填とか、そういうことがなくなるという、これは保険者とはちょっと違うんですけども、そういうメリットはあると、こういうことでしょうか。

それで、今度は事業者という立場から言いますと、現在、この大きな事業二つに関しても、厚岸町は赤字赤字ですよ。これが今度は事業者を変えることでもって、黒字黒字になっていくというふうにとらえればよろしいのですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 事業者となる法人については、現在利益追求型ではなくて、営利を目的として主にこの介護保険の事業をやるということではなくて、公益的な目的で公的な立場を發揮しようということで、社協のメリットとしては今行っている訪問介護サービス、これの人材養成をしていただいているのですけれども、そういった方々を継続的に社協が厚岸町の資源として育てるための事業展開と、加えて社協全体の働く場としての安定性というのですか、それが増すメリットがあると思っております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ひっくり返して言うと、町がやっているんでは非常に不安定で、それから十分な機能が果たせない、人材の育成もできないというように、意地悪くってはいけないのです。そのあたりもう少し説明してください。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現状をとらえると、町の経営状況が芳しくないということ

でありまして、これがこのままの推移でいくのか、あるいは今後もっと高い水準で経営が悪化していくのかと考えると、私はもう少し高いレベルで苦しい経営が強いられると思います。そういった観点からは、逆にそこで働く方々の将来不安、いわゆるこれから入所を待ち望まれているご老人の方々、将来の厚岸町の高齢者福祉に大きな不安を抱くものだというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 経営も安定するということだと思っんです、おっしゃることはね。それで、事業者の面では雇用をしている使用者と、それから被用者というのですか、使われている人、いわゆる従業員ですね、その二つの側面がございますね。それで、今いわゆる雇い主が変わるといことは、そこで働いている人たちにとっては大変な不安であるという話は先ほど触れました。それで、その人たちの身分保障といいますか、それについては相当に気を遣った手当てをしているという話は、この前厚文でのお話を伺ったときにもありましたが、どのような手だてをしているのか、もう一度説明してください。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 経営者が変わってもそのまま働きたいという人の部分というのを、まずはその身分といいますか、私どもの待遇の考え方を申し述べたいと思います。

まず、嘱託職員の方につきましては、全て希望される方全員にそのまま法人に受け入れてもらうと、そのように町はお願いしたいというふうに考えているのが1点であります。受け入れてくれた嘱託職員の給料は、現在厚岸町の給料月額というのがありますけれども、支給している額を下回らない、いわゆる同じ額を支給する受け入れをしていきただきたいと。ただし、その受け入れ後の給与に関する規定については、これは受入先の法人の給与規定によらざるを得ないという部分は、ちょっと生涯給与でいきますと現在働いている職員への給与保証というのは今のところは考えていないということになります。

それから、そのほかは、給与水準は違う部分は、厚岸町は嘱託職員、通常ですと1年に4号俸標準で昇級します。社協の嘱託職員の取扱いは2号俸までという、ちょっと言葉尻もまたちょっと違うのですけれども。言葉尻は違っても、4号俸から2号俸に下がるのですけれども、むやみな権力を乱用しないで、町と同じように通常の評価で、きちっと2号俸ずつを将来まで確保していただきたいというふうなことを考えております。給与の水準はそういった部分で、給料俸もほぼ同額、同レベルでありますけれども、介護職員に関しては、若い世代については町の嘱託職員よりも高い水準にあります、給料表示で。これはなぜかと言うと、社協だけではなくて、社協は今後わからないのですけれども、現在の日本の介護職の平均就労が5年とか6年とか、非常に短いのです。ですから、若いところには少し手厚く、逆に長く働いていた人が安いといいますか、昇級幅が小さくなっている、そういうような給料になっております。

退職手当については、2本の制度に加入していただきたいということを考えております。その2本の制度に加入していただくことによって、現在の厚岸町の入っている北海道退職手当組合の支給額よりも上回る額になります。ただし、勤続15年を超えると、若干町にそのままいたよりも下がってまいります。そういうところが違いある。それから休暇面とか、そういうサービスの関係ですけれども、これは1から新規採用という形で、現在有給休暇は繰り越しを含めて40日とかあるのですけれども、それは一旦解消されて、新規社員という形で年々余ったものを限度まで繰り越していくと、そういう取り扱いになります。

加えてもう少し入り込むと、最初の6月、今4月に何かすると6月に期末勤勉手当が支給されます。これは新規採用扱いとなりますので、在職期間が視給食割合に影響して、通常よりも何パーセントか減額される支給になります。そのようなことで、あとは給料表の最高額が35万円に満たない、34万円だった社協の給料表が。それ以上の給料表の表がありませんので、それを超えている部分については3年間、これは正職員も含めてですけれども、町のほうで何とか町議会のご理解をいただいて、財政的支援を3年間ほどしていくことによって、少しでも職員の処遇をよりよいものにしていきたいなというふうに考えておりますが、4年目以降については、これは町のほうで余り指定管理者を縛ることなく、経営状況を見ていただいた中で、そのままの額を支給していけるのかどうなのか、あるいは所定の34万円内の給料表に据え置くのか、この辺については、移行時に当たっては協議の中には入ると思うんですけれども、それを将来までも4年目以降まで町が支援し続けるというのは、ちょっと難しい。

ただ、34万円そこら辺の水準になる人は、町職員の場合は確か55、6歳で、昇級停止になるものですから、そういったレベルの方は大体そういう年齢に達していると思われるので、何年間かは影響出るかもしれませんが、いずれにしても、そのような違いは全く町と同じ給与水準ということでは、現在新たな法人にお願いしていくのは難しいということで、今申し上げた内容で考えているのが、現状であります。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そういうことを含めて説明会では、それぞれの方に申し上げた。それで、どうなんでしょうか、皆さん、先ほど来聞いていると、そういうご自身のことよりも職場の何て言うのか、今の状態で入所している人たちを、きちんと見れるのかというようなことのほうに、むしろ関心が強かったというような話も仄聞するんですけれども、私は大変いいことだと思いますが、こういうことについて、大体の方は納得しているのですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 3回に分けた全体説明会、それから私と個別に行った面談の中でも、多くの方が入所者のことを心配している声を聞いております。それに対して、私がお説明できるのは、幸いなことに皆さん、結果的に多くの方がこのまま働いてくれ

るという状況から入所者への心配については、働いている方自ら頑張っていたことで、カバーしてもらいたいと、できるだろうと、そのような程度しか話をできる、どうしても新しい経営者の運営ノウハウを、それを証明するものがないものですから、なかなかそうは言っても、心配は拭い去れてはいないのかなというふうには、私自身感じております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 働いている方の話はこのぐらいにしまして、先ほど言った三つの立場から言うと、もう一つは利用者、被保険者ですよね。この場合は利用者と言うのでしょうか。この利用者は運営主体がどう変わろうと、今までと変わらずもっと本音を言うと、今よりもっとよくなればそれでいいわけです。ただし、利用料がポンと上がっては困るわけですね。利用料を含めて現在の水準は維持するということを前提にしてお聞きしてよろしいのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 利用者は介護保険法に基づいたその介護報酬の1割、それを所得水準に応じて負担をしていただいている現状は、その単価ともいわゆる金額は変わりません、同じ形になります。今後、私どもが事務レベルで社協担当者と話をしていくところ、いろいろなよい施設を見てきていただきました。そういう中で、近年取り入れられているグループケアという言葉を使っておりますけれども、これは特にユニットでない部分を9人とかにグループ分けをした介護ができないかという取り組みなんですけれども、それを非常に評価なさっております。その取り組みを何とかしたいということに加えて、将来は作業療法士を採用して、これも事業の展開にしたいんだというふうに考えております。

そんなことで、現在は作業療法士の部分しか描かれておりませんが、同じく理学療法士、そういう専門職が採用された場合には、今の報酬に加えて加算が行われます。この加算があった場合には、その1割が利用者にとちょっとまたかぶるという部分はありますけれども、そこはサービスの向上ということで、これ利用する人と利用しない人が出てきますので、そういった部分では、今描いている部分がございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 大変意地の悪い言い方をしますと、今お聞きしたようなものは全部話なんですよね。実はそれを証明するようなこともあるんです。それはデイサービスがある時期大赤字だったんですよ。それがあつた時期からぐんぐんぐんぐんと利用者がふえて、そして、赤字がどんどんどんどん減って、とうとうある時期には黒字になったんですね、デイだけ考えると。そしてまた、黒字になった前の年と同じぐらいの赤字を出した。その次には、一昨年よりまだひどい赤字を出して、そして利用者もどんどんどんどん減

っているんです。そういう一つの山を描いていることが、資料の中にも出ています。この話は議員協議会でもいたしまして、いろいろ飾らない話をお聞きしました。結局担当者が人なんです。

その大赤字を出していた時代には、私、実際にお年寄り何人かから聞きました。ケアマネというのはケアマネジャーのことですね。ケアマネの何とかさんが、済まないと、もうデイサービスのほうが満杯で、おばあちゃん、週のうちに1日だけは町のデイサービスに行ってねと言われたから仕方がないんだと、これだけ評判悪かったんです。上げていわばライバルを町は応援していたような格好なんです。それがある時期から今度は逆転と言っては相手方に失礼なんです、町のデイサービス、いいよって、こっちのほうがいいよって言われるようになって、押すな押すなになっていることがあると。そうすると、恐らくこういう席で、当時ですよ、私が厚岸町のデイサービスってどんなことをやっていますかって聞いたときは、大赤字出していたときも黒字になったときも恐らくほとんど同じことを言うと思う、答えを。いわゆる表向きというか、紙に書いているというか、こういうことをやっていますよってという話は変わらないんですよ。けれども利用者になると実態は違うんですね。そういうことは世の中にはよくありますよ。

それで、別に今私が、移行したらそうなる、おかしくなるなんて言っているんじゃないんですよ。そのいろいろな浮き世の苦勞も、たくさん経験した年代の方達が利用者ですから、私のようにのほほんとして育った人間とは違って、満額どおりには受け取らないことが十分あり得ますよね。そういう方に安心をしてもらうためには、今おっしゃったように、いろいろ考えているし、少なくとも町がやっていたときのサービスレベルよりは、上がっても下がらないよということを、何で担保するかということです。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後7時19分休憩

午後7時20分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、移行時には現状の職員数の確保をしていただいて、今のレベルは落とさない。具体的に今、デイサービスの利用時間の拡大、あるいは日曜日の開設とかも考えておりますので、できることを少しでも早くやることによって、一つずつ担保として働く職員の励みになるような経営方針を示していただくことで、言葉だけではない実効性のある担保として少しずつ確保していただきたいと、そのように思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 105号の終わった最後のところで言おうかと思ったのですが、流れになってしまいましたので、今先に申し上げます。

北海道福祉サービス第三者評価という制度があるのですが、これを機に、こういうようなものを取り入れていこうというふうなお考えはありますか。もう既にやっているのなら、やっていると言ってください。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これは、第三者が必ず事業者のほうに、いわゆる私どもで言えば保険者と北海道というのでしょうか、そういう指導監督庁の関係のように、事業所は必ず第三者の評価を受ける取り組みをしなければならないというふうになっております。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 7 時21分休憩

午後 7 時22分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ちょっと、仕組みを間違えて申し上げてしまいました。必ず受けなければならないでなくて、受けるためには資金を用意して第三者の評価をいただくという、これは事業者の選択によって実施できるものだという事でありまして。

現実、社会福祉協議会では、その訪問介護事業をやりますけれども、これについては既に取り入れておりますので、同様に導入していただくような方向で協議をさせていただきたいと思っております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 社会福祉協議会は第三者評価、その評価機関による評価を行っているんですね。どこがやっていますか。北海道福祉サービス第三者評価機関というのは1件だけではないですね。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今、北海道の第三者機関という視点から、ちょっと私お答えせず、私の記憶ではちょっと任意での第三者機関ということを受けているというふうにご答弁してしまったところでありまして。今、社会福祉協議会のやっていることについて

は、すいません、現在未確認でございました。失礼いたしました。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今、急にお聞きしたので、社協の内容まで知らないと言うのなら、それでいいんですが、例えばお金かかるんですよね、これね。今病院でもそういうような病院の運営についての評価をする機関というのがありますよね。代金を払って、そういうところにばっと評価してもらおうんですね。そして、こっちが気がつかないいろいろなところを指摘してもらったり、指導してもらったりする。そういうものはよくありますよね、いろいろな業界にね。

この福祉施設に関しても、これは福祉サービス第三者協会って、決して老人ホームだとか老健だけをやっているわけではないのです。保育所みたいなどころにも範囲を広げているようですが、こういうようなものを入れて、そしてお墨付きをもらうといたら変だけけれども、ちゃんとやっていますね、あるいはこのところをもっとこうすると、もっといいですよという非常に親切に助言をするんだそうです。そういうようなものを、もしこの自主的な事業者に負担がかかるのであれば、その程度のものは町が援助しても、こういうものを入れていくことで、この後の事業レベルは十分にいいものになっていくんですよということが出来るんじゃないか。そのことはこれだけはっきり言って、収入が減るにもかかわらず、自分のことよりはこの職場のことを第一に考えているような、働いている人たちの気持ちや、あるいは利用者として日々お世話になっているから何にも言えないけれども、またうちのおじいちゃんがお世話になっているから言えないけれども、腹の中ではどうなんだろうと思って心配しているような人たちに対する、非常にそれが全部とは言いませんよ、けれども、できることの一つとして応えることになるのではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。経営に関する極めて重要なご質問かと思っております。

今回の指定管理者制度についても、町長として考えております。悩んでおります。と言いますのは、直営から指定管理者に移行するというので、今ご指摘がありましたとおり、利用者にとって、また心和園、デイサービスで働く方も大変心配、不安な気持ちでなかろうかと。やはりイメージ的には町のほうが安心だと思うのです。そういう点を私は大変心配をいたしておりまして、今回の移行につきましても、先ほど担当課長から答弁がありましたとおり、職員において、利用者において安心で、特に職場においては安心で快適な職場として、誇りを持って頑張ってくださいという環境が必要なのです。また、利用者にとっては、行政サービスがより向上しなければならない、そのように考えます。

今、ご指摘がありましたとおり、実は病院でもやっていたのです。これは総務省の予算でした。いろいろな指摘ございました。今回の町立病院の赤字体制のあり方というも

のに対しまして、どう改革したらいいかという第三者機関からいろいろな助言をいただきました。その結果、幾らかは赤字の解消、財政の健全化に進むことができているわけでありませぬ。

そういう点で、今後、現在の状況を見ますと本当に大変な状況なんです。もう財政的にこのままいったら、これは特別養護老人ホーム心と園でなく公の施設がいろいろあります。数字は言いませんけれども、町営牧場、種苗センター、カキセンター、さらにはまた保育所、それぞれ赤字なんです。このままいくと一般財源の繰り入れは大変難しい状況になる。サービスの低下につながると、第2の夕張になったら大変だと、町長としてはやはり健全財政の維持、町民のニーズに応える、よい厚岸をつくっていかねばならない。さらにはまた、福祉においては、私の提言は福祉の町厚岸ということで、福祉行政には力を入れているつもりであります。

住民一人ひとりがこの厚岸町に住んでよかった、育ってよかった、そういう町をつくらなければならないと、そういう覚悟で行政を推進しておりますので、今、ご提言がありました点につきましても、考慮すべきことではなかろうかと、そのように考えます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 町長の思いはよくわかりました。そうしますと、この第三者評価もそちらのほうへ入れるという方向で検討なさるといふふうにご受けとめさせていただきます。

その上で、今まではちょっと提言のようなことが多かったんですが、もう少し言わせていただきますと、先ほどの3番委員からもありましたが、この資料やそういうものを読みますと、随分前からこの赤字がふえてきて、もう大変になってくるのではないかという危惧はあったんですよね。きのう、きょうの問題ではないんですよ。ところが、議会にそういう話は全くなかったんです。全くなかった。それから、議会にというのは本会議、全体会議を含めてなんです、その中の一部をなしている厚生文教常任委員会についてもなかったんです。それで、この前、厚生文教常任委員会は十勝管内の視察に出たんです。こういう大きな問題を前にすると、実に間の抜けた視察をして帰ってきたわけです。こういう重要な問題について全然こっちは知りませんから、テーマに挙げるができなかったんです。わかってたら、そういうもので先進地見たかったなあという思いは大変じくじたる町民に対して、私はあります。

それで、それに関しては、いくら言っても単なるくどきということですから、それ以上は申し上げませんが、もう一つ、これは諮問機関ということになりますでしょうけれども、厚岸町保健医療福祉総合サービス調整推進委員会というのがありますよね。これ見ますと、所掌事項としては2条で、委員会は厚岸町高齢者保健福祉計画及びその他の保健・医療・福祉に関する基本計画の策定及びその総合推進に関する事項について検討すると、こういうのになっている。

この字面から見れば、今回のような事業者の変更、町が行っていた事業者をおりて、そして他の団体にその介護保険の中でも非常に大きな事業の運営を任せるといふような事態の変更というものは、このサービス調整推進委員会では、どのように提言され、皆さんからどのような意見を聴取いたして、そこでどのような話が出てたんでしょうか。

議会には何にもなかつただけに、我々は非常に情報が少ないので、こういう点についてもお教えいただければありがたいわけです。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会については、町長から町民の方々にご委嘱状をお渡しし、必要な都度集まっていたいで、各種計画等の作成とか、いろいろなご努力をしていただいております。そのような会議も行っている中で、本日までそのサービス調整委員会にこのことについて報告し、意見交換をしたということがございませんでした。したがって、その委員会での話の内容については、報告すべき内容は今持ち合わせておりません。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうしますと私は、これは大変大きな町の福祉の根幹にかかわる問題の一つだと思っているのですが、それに関しては、ここの105号説明資料に経過というのが出てますけれども、要するに庁舎内部の優秀な人たちだけで、議会の意見にも参考に聞くというようなことは考えてもみず、ましてや、町民の人たちから貴重な意見を吸い上げようとしてこしらえたサービス推進調整委員会にもかけず、風林火山という言葉をちょっと思い出しますね、動かざること山のごとし、外から見るとね。静かなること林のごとし。決まった途端に火の元というような感じを与えられてしまうようなやり方をとたということは、何ゆえなんでしょうか。私の目から見ると、本来すつと決まることも決まらなくなってしまうような、稚拙なやり方でないかと思うんですが、これが行政を進めるときの基本姿勢だとは思いたくないんですが、この点についてご説明をいただきたい。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） きょうのこの委員会で私お話しをさせてもらった中に、また同じような繰り返しになるのですけれども、この一生懸命町は頑張ってきたつもりであります。そういうような中で、黒字への改変が見込めないと。このことの要因が赤字という部分でありますので、それを解消するためにどうしたらいいのかということについて、私どもの検討委員会で話してきたのですけれども、その改善策が見えないと。そうすると、一生懸命働いていただいている職員の苦勞に報いることができない、そういう計画をつくることができないということを検討結果ありまして、そのことからではどうするという部分について、職員のことを考えると町のほうで外部の方々にご相談を申し上げにくかったということでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 よく、変な話ですけども、不幸があったときなんかにもめる要因の一つが、

身内の人には全部話しましたと言うと、聞いてない人が怒り出して、おれ身内でないの
かって言い出して、それがしこりに残ると言うことがよくあるんです。今のお話を聞いて
いると、外部の人には話できなかった、こういう言い方しているんですね。思いはわ
かりますよ。でも議会って、町にとって何かの政策を進める上では外部なんですか、あ
るいはサービス調整推進委員会として委嘱状を出して、そして大変この委員会は忙しい
という話を聞いてますよ。介護保険の作成計画のときなんかは1週間に一辺ずつやって
いたという話も聞いてますが、そういう負担を強いて、そして協力をしてもらっている、
そういう人たちが全部外部なんですかってという話になるんです。いかがですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私どもが必要に応じて意見をお聞きしたいということで、
ご委嘱申し上げている方々でございますので、外部ということにはならない、私どもと
同じ立場で考えていただく、サービス調整委員会についてはそのように考えております。

議会についてはそういう、今委員おっしゃっていただいて外部なのか内部なのかと、
ちょっとお答えしにくいのですけれども、この件に関して考えると外部ではないのかな
と、もう少し早くご意見を聞くべきだったのではないのかなと、そのように思います。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

ここで、逐条に入る前に質問はありませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） それでは、私が質疑をしたいので、暫時、副委員長に交代をした
いと思います。

休憩いたします。

午後 7 時40分休憩

午後 7 時41分再開

●副委員長（室崎委員） 再開いたします。

それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審査を続けてまいります。

10番。

●谷口委員 まず、初めに町長にお伺いをいたします。

新年度の町政執行方針を読みました。そこに3、優しさあふれる、健やかに安心
して暮らせる町づくりという項があります。そして、介護サービス事業について、介護
サービス事業では、特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターにお

いて、質の高いサービスと信頼性のある介護を目指して、職員の技術の向上を図るとともに、防災対策や処遇改善に積極的に取り組んでまいります。また、施設の運営についても効率的な運営を図りながら、適切な事業を推進してまいりますというのが、町長の施政方針でありました。

そこで、今年度ここに言われている内容で、心和園あるいはデイサービスセンターの経営改善、あるいは職員の技術向上、処遇の改善、こういうものはどういうところが特に私たち町民に、こういうことをしましたよ、あるいは職員の皆さん安心してください、こういう改善を行いましたよ、こういう向上をできるようにしましたよというものは、どういうところがあったのか、まず説明をしていただきたいというふうに思います。

●副委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先ほども室崎委員にも、若干その点お話しいたしましたが、やはり特養にいたしましても、心和園にいたしましても、やはり高齢化時代を迎えた中で、施設の整備・充実、これは極めて重要な課題であります。

近年では、防災対策、ご承知のとおり3.11以来、これは特養心和園だけでなく、厚岸町としてやらなければならない安全・安心な町づくりであります。確かに3.11の際は、心和園まで浸水されなかったわけではありますが、昨年12月の発表の国、また6月の北海道の発表では、心和園まで浸水予測図なのです。そのために高台に逃げるということで、裏山に避難所を含めた避難路を建設させていただきました。これは谷口委員もよくご承知のことと思います。

さらにはまた、両施設の利用者にとりましては、やはり信頼して安心して、老後をその場所で使う、利用すると。両施設は病院でないんです。それぞれにとっては生活の場なのであります。家庭と一緒になのです。そういう意味において、そこで暮らす方々がやはり快適でいい場所だなというような環境の整備、すなわち施設整備を厳しい財政ながらも行っております。当然これは議会の議決を得てやっていることでありますが、このことについても、各議員は議決事項でありますのでご承知のことと思います。そういう意味で、私は両施設については、最善の力を入れながら厳しい財政の中でも、いろいろな施設整備をしているということについては、ご理解をいただきたいと思います。

●副委員長（室崎委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（高橋施設長） 私のほうから、デイサービスセンター及び心和園の事業の取り組みについてご説明したいと思います。

業務改善ということで、例えば心和園におきましては、今まで取り入れていなかった多床室の東と西と、これを分けて介護を今やっております。これについては、なぜかと言いますと、今まで多床室50名いますけれども、全体で介護員を見ると一人ひとりのかかわりが多いということで、個人のいろいろな状況を把握しにくいということになります。それを改善するために、より細分化して西と東に分けることによって、介護員

1人がかかわれる両者を少なくして、よりかかわりを深めるように両方を行っております。

また、デイサービスセンターにつきましては、これは昨年からの取り組みになるのですが、すけれども、土曜日のサービスを開始しております。それと昨年から利用者に対するサービスということで、今までに余りやっていた、例えば野外食ですとか、レクリエーション、これらを充実して楽しんで来ていただくと、喜んで来ていただくというような施設を目指して職員は取り組んでおります。

- 副委員長（室崎委員） あと何かありますか。処遇の改善の点を、誰が言いますか。すぐ出ないのなら休憩しますよ。休憩。

午後 7 時 50 分休憩

午後 7 時 51 分再開

- 副委員長（室崎委員） 再開します。
特老ホーム施設長。

- 特別養護老人ホーム施設長（高橋施設長） 執行方針に書かれております、処遇改善につきましては、職員に対する処遇改善ということではなくて、防災対策及び処遇改善というのは、利用者に対する改善でございます。

- 副委員長（室崎委員） 10番。

- 谷口委員 ちょっとお伺いしますけれども、これ、そうすれば都合いいように読んでくれと、簡単に言えば受け取る人によっては、これは読めば職員の処遇が改善されるのかな、あるいは時には入所者の処遇改善というのとは何なのか、ちょっと意味がわかりませんが、当然介護サービスは受ける権利あるし、十分な介護サービスができるような体制をとって、進めてきているのではないのかなというふうに思うんですね。これを見ていると余りにも人によっては、さまざまに読めるような、そうすれば、それとともに、この施政方針はこれで進むわけですね。そして、これが今後の方針でもあるわけですよ。ところが、この方針を見ていると、非常に困った問題があるんだと、この1年かけて何とかその改善を図っていかねばならないと。そのために町民の皆さん、みんなで知恵を出していただこうというようなことが一言も書いてないんですよ。

そして、町長はよく私たちの前で、町長の側と我々議会の側は車の両輪で、スムーズに行かないと困るんだと。だけれども、我々に一切情報を知らせずに、10月10日にいきなり3ページのこういう紙を我々に示して、来年4月から指定管理者に業務をお願いするんだということなんですよ。

それで、町長の公約見たんですよ。そうしたら裏にこういうイラストがあるんですよ、一番最後のページ。これは町長がきつといろいろな人の声を小さな声でもしっかり受け

とめて行政を進める。だからおれに任せておけということを訴えるために、こういうイラスト、余り大きくないですけども、最後のページにこれ入っているんですよ。そういう気持ちは町長しっかり今も持って、行政を進められているのではないのかなというふうに思うんですよ。それが急に、我々に何の話もなく、こういう話がぽっと出てくるということに対しては、私は非常に不信感を持たざるを得ないと思うんですよ。どうして我々を信頼できないのか、町民を信頼できないのか、一人ひとりの職員の声を信頼できないのか、そういうふうには私は思ってしまいます。厚岸町の議会って、そんなに信頼のおけない議会なのか、やっぱり車の両輪だって言うのであれば、絶えず問題を我々にも投げかけて、議会も真剣に考えてくれということがあって、しかるべきではないのかなというふうに思うんですよ。こういうことは、私は今までかつてない非常に議会としては侮辱をされているのではないのかなと。2年も3年も前から検討をされていることを我々には一言も示さない、ひた隠しにそれを進めてきて、そして、2カ月もたたないうちに我々に示して、2カ月もたたないうちに検討する間も与えず議案を通せというようなやり方は、私は議会制民主主義からいっても、さきの臨時国会の秘密保護法が国会で通ったより、まだ悪いと、全然知らないんですから、議論もしてきてないんだから。そういうことをきちんと我々に、あるいは町民が納得いくようなやり方をすべきだというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●副委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 2点の質問があったかと思います。

まず、平成25年度の執行方針であります。谷口委員も十分に執行方針とは何とかはご承知のことと思います。執行方針というのは、1年度の事務事業の遂行に当たって、こういうことをやります、町長の行政指針に対しての方針を述べます。その背後には、予算づけが必要なのです。ですから、予算提案とともに執行方針というものが述べられるわけであります。

次に、私の政治姿勢であります。

私は、町長になりましてから14年たちました。私は常に町長になったのはなぜか、自分自身、律しながら初心忘れるべからず、その気持ちはいまだに変わっておりません。町長というものは、極めて重要な責務を持っているのであります。町長の行政次第によっては、厚岸がどういう方向に向かうのか、町民がこの厚岸に住んでいてよかった。いや、おれはこんな町は嫌だ、そういう相反する中の行政、すなわち前段のこの厚岸町に住んでよかった、いい町だな、そういう町をつくるのが町長の責務であります。そういう意味においては、町民の声というのは極めて大事なことであります。ですから、私は常に、町長と語ろう会を開くなり、いろいろなご意見の中で町政に反映をいたしておるわけでございまして、私は姿勢は変わっておりません。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 町長のおっしゃることは、町長の姿勢だということはわかります。ところが

実際に今回こういう事態になった、そしてこの議会が始まるまで、町長は町民にこういうことをやるけれどもだろうという意見聴取の場を設けたり、あるいは今度こういうことをやりたいのだけれども、いい考えがないかということ、広く町民に聞いたり、あるいは町内にも諮問機関があったり、あるいは住民団体の連合会だとか、福祉団体だとか、さまざまなものがありますよね、たくさん。そういうところには今まで一言もこの問題については、何の投げかけもないんですよ。誰も知らないんですよ。町長は町民の声を聞くというけれども、誰の声も聞かないで、これを決めて、おい、議会、これを通せやと、それ以外にないんですよ、これ。したって、今まで誰の声も聞いていないんですよ。

今、町民がどんな反応をしているかなんて押さえてますか。いえ、そうなのって、どうなるのということで、きっとここにいらっしゃるのだと思うんです。本当に町民の声を聞くのであれば、やっぱりデイサービスの経営状況だとか、特老の経営状況、こういうことで今困っているんだということ、いろいろな場面に示したり、諮問したりすることができたんです。改善をどうしたらいいとか、そういうことが一切ない。そして、私たちがわからないところで、実際にこういう方向が出されて、ゴーという段階で、議会にぽっと出した。これでは余りにも町の行政としてはまずいのではないかと。

町長は町民の負託を受けております。議会も町民のそれぞれの負託を受けております。町長は町民の負託を受けているかといって、自分の思い通りに何でもやってもいいということでは、私はないと思うんです。4年間、7月に選挙で選ばれたと無競争ではありましたが、けれど、だけど、それは町長が好きなようにやりなさいということではないと思うんですよ。常に地方自治の本旨に基づいて、住民の声をきちんと聞いて、あるいは今地方行政で問題があれば、こういう問題をどう解決していくのか、そういうことを町民に知らしめていって、それではここはこうしたらいいとか、そういうものが町にだっただくさんの諮問機関あるんじゃないですか。そういう人たちは信頼できないんですか。

そして、福祉協議会だって、これ町民の会費だとかそういうものによって成り立っているんですよ。何か町民の、あの団体が自分たちだけで苦勞して事業をやっているのではなくて、福祉協議会だって町民の支援がなければ動かない組織なんです。どっちも町民があつての役場であり、福祉協議会なんですよ。厚岸町であり福祉協議会なんです。そのあたりをしっかりとつかんでいただかなければ、私はだめだと思うのです。そのあたりでは私はどうもこのやり方というのは納得いかないし、町長は正しいと思いますか、こういう秘密裏に、もう秘密保護法と同じじゃないですか。大したものだなと思うんですよ、2年間も箝口令を敷いて、一言も誰にも漏らさず、そして10月10日にぽっと出す。すばらしいなど。こんな行政のやり方というのではないかなと。何か今回の見て、次も何かこういうことが行われるのではないかという、みんな思っちゃいますよ。こういうことをやれば。2年以上ですから、こういうことをやってきていて。大したものだなんてつくづく思うんですが、どうなんですか。

●副委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今件の問題につきましては、経過につきましては先ほど担当課長か

ら答弁したとおりであります。

私の議会との関係、また繰り返しますが、それぞれ住民の代表であります。選挙で選ばれた関係であります。そういう意味においては、議会というのは真の代表機関であるという認識を私は持っております。そこでいろいろな議論等を踏まえて、私は行政執行をしなければならない、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 この問題ずっとやっても夜中になっても終わりませんから、ちょっと次のほうに入らせていただきます。

特別養護老人ホーム、デイサービス、ともに赤字だというのが今回の資料でも示されております。このことについてはわかるんですけども、それで赤字になって5年、6年ですよ、もっと前から大きく赤字になったのは5年ぐらい前からというふうに考えたらいのかなと。その前から特別養護老人ホームが結構経営が苦しかったということは、これはあると思うんですけども、福祉事業というのは全て黒字であればいいというもので、若干の赤字は覚悟でも、やるときはやらなければならないというのが福祉事業ではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことを考えると町は赤字で、私は全てやれというふうには言いませんけれども、やっぱり赤字になってきたとき、こっから問いかけをしなかったから悪いのか、それとも、町のほうでこういう問題を議会も考えれやというようなことができなかつたのか、厚岸町議会はそれほどの能力がないから、そういうものを指名しても議会もしてくれないし、改善策も示してくれないのではないのかということで、ずっとここ何年か来てしまったのか、それとも一緒に考えてみようという考えはどこかになかつたのか、そのあたりではどういうふうに考えています。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 保健福祉課の所管として、今回デイサービスを心和園とともに所管として説明させていただいておりますけれども、これまでの私どもの保健福祉課と議会との議題といいますか、厚生文教常任委員会であるとか、議員協議会である関係については、何か事件があったときの報告であるとか、逆に議会側からこういったことを聞きたいのというふうな関係でありました。

今回このことにつきましては、お互いに同じ場で協議し合うという、そういう議会と、私ども担当者の間には、これまでなかつたのかなというふうに実は私思っております。そういうことから、そういった手続といいますか、欠如したのではないのかなというふうに思います。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 それで、今回、社協と指定管理にして、事業運営を移行していこうということになったのは、この資料の11ページに出ていますけれども。その前に14年に民間にど

うのとか、それから16年という話が、これは仲間内できっとされていることなんだなと。そして20年に指定管理にというような考えになってきたけれども。その後どうしたのかというのは、我々がいただいている資料では、平成23年の4月までは何もないんですよ。そして22年の11月に各種団体との意見交換会で社会福祉協議会から在宅福祉サービスの充実へ向けて、厚岸在宅デイサービスセンターの運営を行うことで、厚岸町の福祉の町づくりに貢献したいという意見をいただいたんですよ。こういうことを協議しましょうという意見をいただいたと、この辺がわからないんですけども、そして、その後、内部協議はしてきたけれども、福祉協議会とどういう話をして、24年の5月に厚岸社会福祉協議会事務局に対し、厚岸町の老人福祉施設管理運営の方向を導き出すため、これは町がやらせたということですか、そうすると。導き出すため、事務レベルで勉強していただくことを打診したと。

それから、24年の6月に、厚岸社会福祉協議会事務局から社協における介護保険事業経営の取り組み規定についての回答となっておりますけれども、これどんな回答があったんですか。私資料をお願いしたときに、どういう確認があったのか、あるいはどういうことで合意したのす、そういうものも資料として示してほしいというお願いをして、わかりましたというのが、これですか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいま11ページと12ページに、2番の経過と言う中の一部について、年を追って見ていただいたところであります。平成22年11月に、各種団体との意見交換で、初めて社協側から町に対してデイサービスセンターの運営をしたいという意見の意見をいただいたと。これまでは具体的に町と社協との関係で、正式なものでは現在検討している指定管理者制度についての具体的なものととらえての、双方のやりとりというのは、正式なものではなかったところであります。この22年11月といのは、私ども町の各担当課が新年度予算編成に向けた作業の真っ最中の時期であります。翌年23年1月に、今まで社協の指定といいますか、そういう施設運営にしませんでしたけれども、具体的に出てきましたので、町も自らこの老人福祉施設運営について、研究・検討を行おうということがありまして、新年度に入って早々、私どもと23年4月の欄は、保健福祉課と特養、デイサービスの担当者での打ち合わせをして、翌月5月に厚岸町老人福祉施設管理運営検討委員会を設置したということでございます。

この運営検討委員会の開催状況は16ページ、17ページのところに載っておりますけれども。24年8月8日の第10解釈最後に終了をしております。この平成24年の5月と申しますのは、ほぼ第9回の17ページにありますね、厚岸町老人福祉施設管理運営検討委員会、24年3月28日に開いておりますけれども、これを受けて、この社協には具体的に老人福祉施設運営、デイサービスと特養ですけれども、改めて正式に勉強を進めていただきたいというふうに、これは事務レベルで正式にお願いをしたと、町側から正式にお願いしたというのは、この時点でございます。

平成24年6月に厚岸町福祉協議会の事務局から、あくまでも事務局からでありますけれども、社協における介護保険事業の経営の取り組み指定についてという回答というの

は、本日資料としてお出ししてませんけれども、私どもの施設の現状を勉強していただいて、社協でやる場合は職員配置はどうあるのかだとか、そして、経営改善の部分は、先ほど何点か申し上げましたけれども、そういった取り組みをしていくだとか、そういうことであとは職員の配置ですね。これは具体的に私どもから申し上げたことではございませんが、社協側のほうで、私どもの職員の給与水準等がある程度聴取できますので、そういうものも情報入手させていただきながら、自分たちはそういう職員を受け入れるのかと、そういった視点で研究をなさったようでございます。それが可能だという内容が、この24年6月の内容であります。そういうようなことから、社協との関係では、具体的に双方担当者同士がお互いに協議といいますか、あくまでも事務レベルでありますけれども、こういうことをやって、最終的には24年8月、昨年になるのですけれども、社協でそういう人件費と経費を含めた試算を含めた回答でありましたので、これをもとに、我々が検証したということ。それをもって24年8月に私どもが検証した収支計算内容を説明に伺ったと。これまで私どもがお話ししてきた職員の受け入れの処遇について、全て網羅した形での収支計算内容であったわけでございます。事業運営可能との判断で、それから1年たちましたけれども、最終的に指定管理者制度の導入の基本方針を、町として決定させていただいたということで、それ以上については今のところ、まだ社協との協議は進めていない状況でございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 私、資料要求しましたよね、この議案が提案されたときにね、その際に、さっき私が言ったように、それぞれ双方で協議してきた内容等について、お互いに確認したり合意したりしたときの内容等について、資料をお願いできますかということで、お願いをしているんですよ。ところが、この資料には取り組み姿勢について回答で、味も素っ気もない内容なんです。向こうからどういう回答が返ってきたのか、私、この間、資料要求したのはもう返事はしたけれども、無視をしてもいいということで、この程度の資料になっているんですか。出せないもんなんですか、もう一度お伺いします。

●副委員長（室崎委員） 休憩します。

午後8時25分休憩

午後8時27分再開

●副委員長（室崎委員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申しわけございません。私、資料要求に応じてこの特別委員会に間に合うように用意させていただくと申し上げました。その中で、時間等の関係から、情報収集集める部分もありますし、資料の作成にも時間も要しますし、できる

範囲でということでお答えしたつもりでございました。その辺はちょっと私が軽く聞いてしまったのかなというふうに思います。このことについては、ここのほうに組み指定の回答というふうにきちっと書かせていただきましたので、この時点では、説明で足りるのではないのかなと、そういうふうに判断した関係上、資料をつけていなかったところでございます。申しわけございません。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 先ほど答えているわけでしょう。答えている内容を我々検証しなければならないんですよ。それも秘密ですというのなら話は別ですよ。そういうものを出していただかなかつたら、私どうやって検証するんですか。町長、先ほど施政方針はって、ちゃんと議員はわかれって言われましたよ。出してください。

●副委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 8 時29分休憩

午後 8 時52分再開

●副委員長（室崎委員） 再開します。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 大変申しわけございません。

今の右上のほうに平成24年6月29日というふう到手書きでメモってありますけれども、これが12ページの2段目の24年6月の厚岸町社会福祉協議会事務局から、社協における介護保険事業経営の取組姿勢についての回答をいただいたコピーでございます。なお、この時点では確認しておりませんが、現在では、この内容について若干修正等があるかもしれません。それは確認しておりませんが、これは社協事務レベルで私も当時入手させていただいたものでありますけれども、この内容については、現在は社協の役員、いわゆる理事の方々ですけれども、理事の方々には報告をされているというふうにお聞きをしております。

また、24年8月に、この収支計算書を私ども持って社協のほうに説明に行ったのですが、これは職員の職名とか、個々に給与を計算したものでありまして、手持ち資料として社協には提示できておりませんので、今回資料としてはご提示できないことをご理解願いたいと思います。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 余りにもね、我々これは全部消化し、理解し、納得するというには、余りにも時間がないんですよ。町長の気持ちすごくわかるんですよ。今の実態をどうかしたい

ということ。だけれども、これはこれだけをちょっと読んでいきますと、何とか社協がやるといいんではないかというようなことをまとめた。それで、社協がやることによって、即時性と機密性が発揮できるというふうなことを書いて、今後やっていこうと。ただ、これで全て指定管理者の方向までこの文書は踏み込んだものではないですよ。お互いに経営を、業務を社協にやっていただこうというものを、これは確認したものでないということ、この文書は書いているというふうに理解していいですか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） あくまでも、事務レベルの中で勉強をしていただいたことを、社協のほうからその取り組み姿勢としてまとめたものを受け取った内容で、社協と町の関係で指定管理者制度の導入について約束したと、そういうものではございません。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そこで、社会福祉協議会にお願いをする、そういうめどが立たなければだめですよね。こういう議案にすることができませんよね。盛んに社会福祉協議会にと言っているわけですから、お互いに双方が契約書を交わすとか、そういうことではなくて、お互いにその協議してきた内容について、できるか、はいできます、来年からやりましょうということを正式に確認したはいつで、誰と誰がその約束をしているんですか。その際、だれが、双方の立場から一緒に同行されているんですか。それはわかりますよね。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 具体的に4月から開始するだとか、そういったことについては約束はしてございません。ただ、今回の議案提出に当たっては、この12月定例会に提出をすると、そういう準備で進めているということで、先ほどはお話をさせていただきました。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 いただきましたということで、向こうに言ったよということで、それだけで我々に事案で提出できるのですか。もし、向こうが、いやいや結果的には条件整いそうもないわと、我々はこうやって9時まで今議論しているんですけれども、やっぱりこういう重大問題を、この勉強会の回答はこうだったと。そして社協の理事会に凶っても大丈夫、うちの社協はやれると、だから会長、事務局長、行って町長ときちんと話して、その話がうちでできるということに約束してもいいよということ、きちんと確約を得るようなことが10月の10日までにできていたんですか。聞くところによると、社協のほうだって、理事はほとんど知らない、評議員に至っては全然知らない、最近の会議まで、10月10日を過ぎたとする。そういうことがきちんと行われているんですか、町はそ

うやって今まで秘密にしてきたから、向こうも一部の人間だけで、秘密にこそこそこそやって、決めようと、そういうことでは私は、各自治会が毎年負担金を出したり会費を納めたり、そういうことをする信頼を失う団体になってしまうんでないか。せっかくいいことをしても、ヘルパーの養成講座をやっています、社会福祉でいろいろな貢献をしていますというようなことをやっても、そういうどこかにベールに包まれたところがあると、その裏側には何があるんだろうと思うようになってくるんですよ。そういうことをやっぱりしないようにしていただきたいと。

ですから、今回こういうことを議会に出すに至って、どこの段階でお互いがきちんと納得したんだと、そしてお互いにそれぞれの団体の役員に、こういう方向で進みますよということが確認できるようにしたのか、それを詳しく教えてください。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私ども、今回の提案の内容につきましては、現在あるそれぞれの施設の設置条例を、現在は直営という条例になっておりますので、これを指定管理者に管理を行わせるという規定を設けたいと、そのために関係条項の整備をし、さらに第9条でしたか、最後のほうに指定管理者が何らかの理由で管理ができない場合、町が管理の代行をできるような読みかえ規定もして、まず条例を指定管理者制度導入できる条例の整備をさせていただいて、それを可決した後でなければ、正式に管理受託者、候補者と協議できないものと、私ども判断いたしまして、社協との間でこれまで正式には内容を約束をするまでの、そういう手続はとっておりません。しかし、内容的には、約束できる範囲にもう少し職員の処遇の問題、それから運転資金にかかわる問題、それから正職員も受け入れていただくことにしておりますので、そこら辺の給与の将来負担ですね、そこら辺も予算等も絡みます。そこら辺の条件をそろえて、正式にこれから私どもの考えを示して、社協から正式に社協で受け入れるかどうか、つまり私どもの条件を、いわゆる全部飲んでいただければいいのか、どこがまずいのか、そういうことを審査させていただいて、この議会可決後に、今度は社協から正式なこういうふうな運営したいという申し出をいただいて、手続上に従って出してもらって、それを役場内で構成する委員で審査委員会を開いて、そのもとの、大丈夫だという内容を確認した上で、改めて厚岸町社会福祉協議会を指定管理者とするという条例を、この後の早い時期の議会に提案をさせていただき、その間で町と社協が正式にどういった内容で合意できるのか、どういった内容であれば指定管理者制度をうまく黒字経営でいけるのかという細かな作業をして、それをもとに次の議会に社会福祉協議会を指定すると、そこで初めて何月何日から、いわゆる協定期間も定めれますので、協定期間というのはいつからいつまで指定管理者制度をやるということでもありますけれども、このための条例改正の施行日は4月1日でありますけれども、きょう時点では、4月1日からという条例、もう可決した場合、4月1日から施行されるわけでもありますけれども、指定管理者が定まるまでの間は町ができるように対応をとっておりますし、何とかできるだけ早く社協と合意できるような形の条件整備を、これからさせていただき。それまでは議会の議決なしに、私ども勝手に社協と正式にこのことを公表は差し控えている状況でございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 どうも話がだんだんわからなくなってきましたけれども、皆さんは非常に堪能な方々ばかりなので、私のほうが着いていけないのか、この議員協議会に示された資料を黙って見ていれば、もう公募によらない指定管理者の候補者の選定ということで、公募して決めるんでなくて、公募に寄らない指定管理者の候補者の選定というのは、もうだから、公募によらないということになると、もう範囲は本当に狭まるんですよね。そして、候補者を選定する。それは公共的団体である社会福祉法人厚岸福祉協議会と協議すると。だから相手はもうこれ、ここでこれしかないですよ、社会福祉協議会しか。それは何でかと言うと、町内雇用に結びついて、その上事業効果もあるからというのが、この間の副町長が説明された内容なんです。

ですから、事実経過について、これは勉強して、こういう方向は24年の6月に出しましたよと。その結果、町としてこれを慎重に審査をしたと。そして、これだったら、こういう立派なことができるんだったら社会福祉協議会に、公募によらないで指定管理者に持っていこうとそれがベストではないかと、協議をすることが一番よいのではないかというふうに町が判断に至ったという経過が何もありません。もう社協の言うことはもったもだと。お互いに手を取り合って、それに向かって頑張ろうというようなことがいつ調ったのかということがありませんよ。私はお互い事業契約書を出せということを書いていなんですよね。それはこれからだと言っているわけでしょう。お互いのどの責任者が大丈夫だよと、こういう調査やって、こういう人材を配置すると、社会福祉協議会では十分やる能力がありますから、町長任せてくださいと言ってきたんですか。それではないのに、相手は社会福祉協議会ということなんですか。

●副委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 配付をさせていただいております議案第105号の説明資料、これの21ページをごらんになっていただきたいと思います。よろしいですか、これには、地方自治法の抜粋を載せさせていただいております。公の施設の設置、管理及び廃止という表題になっておりますが、自治法の第244条の2第1項には、詳しくは省略しますが、公の施設及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。つまり、公の施設の設置及び管理に関する事項というのは、議会の議決なしに進めるものではないということが1点であります。次に、2項は省略しますが、3項、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、条例の定めるところにより法人、その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができるという規定がございます。これも条例によると、議会に我々理事者側が提案を申し上げて、議会で議論をいただいて、可決成立しなければ、この指定管理の手続に行けません。したがって、この議会では、その前段になる公の施設の管理について、議会の皆さんにお諮りを申し上げているということでもあります。

続いて、第6項であります。普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。これは条例によるものではありません。そこまで規定をしております。そこで、この指定管理者制度と言いますのは平成5年9月に、地方自治法の一部を改正する法律ができ上がりました、一部経過措置がありましたけれども、厚岸町では平成17年の12月に手続に関する条例というものをご提案申し上げて、議会の議決を得ております。その結果、厚岸町で今五つか六つの指定管理者を議会で議決を得て指定をさせていただいております。その一つが、コンキリエ味覚ターミナルでございます。

私は、10月10日の議員協議会で申し上げたのは、厚岸町社会福祉協議会を想定して事務を進めさせていただきたいというお話を申し上げました。厚岸町社会福祉協議会にするかどうかというのは、議会の決定が必要なんです、この後。それは今までの五つないし六つの指定管理者、議会で議決をいただきましたけれども、同様の手続を踏んできております。全て公募によらないで公共的団体をお願いしている施設ばかりでありますから、そういう方法をとりました。ただし、相手方から何も求めないで指定管理者に指定をお願いしているわけではありません。厚岸町の公の施設にかかわる指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則というものがございまして、本日もこの公の施設について、指定管理者に任せるということが議決をいただいた後、申請書類を上げていただかなければなりません。それはどういうものかと言いますと、申請資格を有していることを証する書類、それから管理業務の計画書、管理にかかわる収支計画書、当該団体の経営状況を説明する書類等がございまして、これらを厚岸町に提出をさせていただいて、この書類審査をさせていただきます。その書類審査の結果、これはこの申請のあった団体に、公の施設の管理を指定管理者として指名することが妥当であるというふうに判断したときに、初めて議会にこの指定の議決をいただくという手続を踏んでいくわけでありまして。

ですから、今の段階で、保健福祉課長が答弁をしておりますけれども、確定的なものは何もございません。

以上でございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 副町長のおっしゃっていることは、私理解できます、しています。ただ、今までの施設等の指定管理者とは違うんですよ。施設、建物を管理運営するだけなんです。コンキリエにしても、株式会社厚岸味覚ターミナルコンキリエですか、正確な名前ちょっとあと出ませんけれども、それがやっている仕事はこれは指定管理者の仕事ではないんですよ。あの施設、周辺も含めてでしょうけれども、そういうものの管理をするのが指定管理者としてやっている仕事、あるいはやまびこ集会所ですか、山の手の。あるいは宮園鉄北の集会所、そういうものとは全く違うんですよ。だから、これは今回手順はわかりますよ、私だって。

今までこの指定管理者制度にほかの条例のとき、あるいはこの条例を制定するときに、反対はしてきませんでしたから、それは理解できるんですよ。ところが、全く違うのは、

実際にそこで入所者や利用者がたくさん入所者、利用者、そしてそこで働く職員の皆さん、そして、それを進めるための管理業務というか、そういうものがきちんと運営をされてきているわけです。今まで若干の赤字があろうが何しようがね。それが町のやり方できちんと進められてきているわけです。それに安心感を持って、利用者や働いている人はやってきているんですよ。

そこで、百歩譲ってもいいですよ、社協とまだ確約をしていないということであっても、いや、運営を指定管理者に業務を行わせるんだという条例が出てきたら、多くの人たちが、今後どうなるんだろうというふうに思うのは当たり前のことでないですか。私はそういうことを考えると、やはり手順というものはあると思うんですよ。何がなんでもこれをやってしまって、私は後々禍根を残さないような手続をきちんと、手続というか手順を踏んでいくべきではないのかなと。町の財政だとか、そういうものを私だって理解できますよ、議員の1人なわけだから。やっぱり町民一人ひとりの思いだとか、働いている人の思いだとか、利用者の思いだとか、そういうものがしっかり受けとめられる行政運営でないと、私はだめだと思うんですよ。

町長がおっしゃっているように、夕張みたいになっていいのかと、そこになれば脅しですよ、我々に対して。我々はそういうものを克服しようとして努力しているわけですよ、日々、財政問題にしても。財政問題にしたって、我々だって責任あるんですよ。そういう責任をお互いに共有できるような行政でなければならぬというふうに、私は思うんですよ。もう少し慎重に、そして、そういう町民の動揺、あるいは入所者、働く人、そういう人たちが動揺しなくても移行できるような方策は、やっぱりきちんと考えるべきではないのかと、有無を言わせないというのは、こういうのを言うのです。社協の対応がどうだったのか、そういうものも含めて全部明らかにしていただきたいというふうに思うんですよ。合意はあったんですか、なかったんですか。お互いできるなという、そんなものはいいんだと、要するに、この条例さえ通ればいいんだと、それだけですか。

●副委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 何度も申し上げますが、正式の合意というものは何もございません。事務局レベルでどういう体制がとれるか、どういう処遇がお願いできるか、これを今詰めているということでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 ただね、議案にするわけでしょう、議案にする以上は、ある程度のめどを持ったものでなければならぬと思うんですよ。今後どういうふうになっていくのかと、どういう動きになっていくのか、それさんざん言っているわけでしょう。社協の場合は職員はこういうふうになっていきます、給料は2号俸ずつになります、嘱託職員の場合ね。そういうことをさんざん言っているわけさ、片方では。だからそういうものが、お互いに話し合って、ああ、それなら大丈夫だなという、だから契約書があるのかということ、私一言も言っていないですよ、お互いにやることにこの事業を進めるに当たって

業務を行わせる、あるいは行う、そういう確認がある程度できた段階でないと、こういう条例というのは出せないのですか。途中でだめになってしまえば、こういうことだったのに、どうなんです、かなり動揺してしまって、もうここでは厚岸では到底働くことができないのではないのかなって、早とちりした職員は、もうやめてどこかへ行こうとか、そういうふうに決めてしまった職員は、何だばかを見たということになるんです。そういうものはもう一切示したらだめなんですか。我々は何も知る権利ないんですか、議会というのは。この2年余り、私たちは何も知りませんでした。社協とはどういう話をして、どういうふうになりましたと。議会も知らなければ町民も知らない、役場の職員の中でもわからなかった。非常に固い箝口令を敷いて、一言も漏らさないような、そういう進め方をして今日に至ったと、それが本当に開かれた行政なんでしょうか。町民に理解をしていただきたいということなんでしょう。明らかにできないんですか、今までの経過、全てを。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 職員を受け入れていただきたいという内容で、その条件とかというものについては、社協のほうに飲んでいただいた上で、社協ができるかどうかをご判断いただいたものというふうにとらえております。それが私ども、向こうの事務局長と私保健福祉課長の間で、確認をさせていただいたまででございます。2人の間で、まだ正式に実際に動かすためには、これから社会福祉協議会を指定管理者とするという議決を経るまでの間において、きょうからですね、詳細ないわゆる協定書の作成が必要となります。その協定書が全てではないのですけれども、今私ども担当者レベルでは解決できない問題が、まず運転資金の問題であります。介護報酬が約3カ月後でないと思ってこれませんので、その間の維持管理費と職員の人件費をどう賄うのかということ、これについては非常に市中銀行から借り入れについては大変なようでございますので、何とか町のほうで貸し付けなり、そういったことを検討いただけないのかということ聞いております。それに向かって何とか対応できないかなというふうを考える予定でおります。

加えて、職員を全て受け入れてもらうわけですから、この社協からの経営姿勢の中にもありましたとおり、今後ずっと社協としては嘱託職員、今後新たに来年入ってくる人も、再来年入ってくる人も嘱託職員で採用するかと、中には正職員という方も出てくるかもわかりませんが、決してそういうことではなくて、将来的には具体的に言いますと、今いる嘱託職員の方が、何年後かに退職された場合は、臨時職員で採用できないかということになります。そうしないと将来的までには、なかなか社協たりともこの事業運営では難しいということでありまして、つまり当面の職員を受けてもらうための負担となる社協の人件費、それをどう将来負担につながらないように町が財政支援できるのか、あるいはすべきなのか、そういったことも含めて私どもレベルでは決めれない。

それ、もう一つ、きのう6番委員からご質問あった管理委託料についてもどうなのかということで、私は現時点では介護報酬の中で何とかやっていけないのかというふうに

答弁しておりますけれども、そのことについても、やはり今後、社協理事会等で正式に議論されたときに、指定管理者と町の間で、そういう指定管理料がなくていいのかとかいうことが、出ることが予想されます。

ですから、そういったこともやはりこの可決後、社会福祉協議会指定するまでの間において、町の責任において整理する必要があると。これは私、職員の方々に申し上げてきたのは、今、きょう言っている全ての条件が一つでも変更となれば、これは将来生活に大きく影響を与えますので、もう1回戻しますと、その上で、再度改めて職員の皆様のご意向を伺ってスタートをいつにするかとか、そういうふうになりますというふうにお答えをしております。

それで、きょう現在では、私の説明したことは、ほぼお約束どおり進んできておりますので、何とか可決いただいた後に正式に社会福祉協議会ときちっとした協議、その中でどういったものが今現実に出てくるか、そこまで私事務局長と話できておりません。理事会の様子までわかりませんので、そういったことは今後出てくるというふうに予想はしておりますけれども、その結果をもって、指定管理者を社会福祉協議会とするという議案を上程したいというふうに考えておりますので、その辺そういう内容でおるところでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 わかりました。もう、私の求めているのは、非常に無理な要求なんだと。ただ、今ずっと説明をされて、やっぱり移行することが、まず町が身軽になろうと。そしてその次には社協も一応受けるけれども、社協も当面町との約束だから一定期間は嘱託職員だとか、そういう人をきちっとやっていこうと。だけれども、3年、5年、退職時を迎えた人から順番に嘱託職員のあれも3年ぐらいと、さっき室崎委員の質問に答弁されておりましたよね。だから、見せかけですよ、3年は何とかするけれども、その後は知りませんよと、町から社協に移します。だけれども行ったときは現状は維持されております。いい内容ですよ。だけど3年たったらはしごを外されちゃって、全然どうなるかわからないと。そして順番に嘱託職員はいなくなって、臨時職員だけで運営をしていくと、厚岸町の社会福祉サービスを担う人たちが、そういうのでいいのでしょうか。役場の事務職員だって同じでないですか。職員と嘱託職員と臨時職員は明らかに身分が違うし、待遇の面でも全然違うわけでしょう。責任の度合いだって、全く違うわけですよ。それを最終的には臨時職員でと、それでないとこの仕事がやっていけないんです。それよりも私は制度改正をきちんとしていただくということに、町長を先頭に頑張るべきでないのかと。そのために議会も頑張ってくれというようなことになっていかなければ、町長は非常に政治力があると町民に高く評価されているわけですよ。その政治力を発揮していただきたいというふうに私は思うんですよ。そのあたりについてどういうふうを考えているか、お伺いをいたします。

●副委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、お話をさせていただきます。これ法的な根拠をお話をさせていただきますと思います。

まず基本的に厚岸町は今、六つの指定管理をお願いをいたしております。基本的には指定管理者の内容は同じであります。地方自治法では、指定管理者に毎年の事業報告の提出を義務づけ、当該管理の業務や経理の状況に関して報告を求め、実施調査を行い、必要な指示をすることができる、このようになっております。

私も議会側も指定管理者を導入後も含めて、住民の福祉を守る立場で監視機能を最大限に生かしていかなければならない。今ご指摘のありました疑問点なり心配の点も、いろいろあるかと思いますが、そういうことで我々は努力をしていかなければならない、そんなふうを考えております。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ちょっと言葉足らずであったかなと、臨時職員への改善していく、先ほどの経営姿勢の中にも、そういった言葉が入っておりますので、そういう言葉を使わせていただいておりますけれども、現在の臨時職員水準の給与であると、介護職員を確保するのが非常に難しいと思っております。現状であります、非常に専門職の確保は難しいのであります。したがって、全てが今の水準の臨時職員のみでいくと、人材確保はできないというふうに踏んでおります。そういうことから、将来嘱託職員の割合、それから臨時職員の割合を見ながら、新たな指定管理者は臨時職員の処遇改善を図っていかなければ、長期的な雇用の確保は難しいものと考えております。

そういった意味も含めて、臨時職員というふうに言葉を使っておりますけれども、将来その臨時職員の身分も変えていくものだと、そういうふうに願っています。というのは、社会福祉協議会がこの事業運営で収益が出ても、それを他の事業に大きく充てるだとか、そういうことではなくて、基本的には先ほど全体の合理化の部分では若干あるかもしれませんが、給与引当金等に積み立てて、将来のためにとっておく考え方をとっていただきます。これは私のほうで指示できることではありませんので、それより留保資金を留保する方法はないはずなのです。ですから、そういうことから考えると将来、近い将来か遠い将来かわかりませんが、そういった職員の割合が不均衡になってきたときに、やはりどうしても職員間の不満が出てくると思います。臨時職員と嘱託職員が同じ仕事でいいのかということになると思います。そういうことにならないように、将来は皆さんで新たな給与体系をつくっていくことになるだろうと、ではそういうふうに願っております。

ただ、先ほど臨時職員というふうに、現在の水準のみでというふうに私言ってしまったような嫌いがあるので、そうではなくて、将来的にはそういうことをしていかないと人材確保ができない。人材確保ができなくなれば、老人ホーム、デイサービスだけでなく、訪問介護も、ここもままならないと、そういうふうに考えているということでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 もう、時間もたっていますから、あれなんです、ただね、国家秘密法のこの間の答弁でないけれども、担当大臣がそのときそのときで、いやいや、さっきこう言っていましたと言って、いやその思いはこうなんですと言われたら困るんですよ。やっぱりこれを進めていくに当たっては、きちんとした一貫性のあるものがあって、職員の皆さんに何の心配もないよと、思う存分経営者はかわるけれども、仕事をしていただく環境だけはきちんと整備しておく、給与、待遇面含めて。話を聞いていけば、最後は臨時職員にしなければ経営が成り立たなくなってしまうというようなことを言われてしまったんでは、そこで働こうという意欲、あるいは安心して仕事をするという体制にはならないのではないのかと。私はやっぱりどんな職場であっても、職員一人ひとりが安心して仕事ができる、あるいは家庭を持って子どもを育て、そして世間と同じような暮らしをしていくことができる、そういう職場をつくっておかなければならないと思うんですよね。

今盛んに、少子高齢化だという言葉が枕詞のように、みんな使っているんです。ところが職場によっては、そういうものが全然保障されていないというような職場になってしまえば、せっかく仕事があるといっても、そこに働いて頑張ろうということには結びつかないと思うんですよね。そういう点では待遇面をやっぱりきちんとしておかないと、高い給料を払えと私は言っているのではないですよ、人並みの生活ができる、そういう職場、どんな職場でもそういう職場でないとだめなんです。それを軽々に臨時という言葉がぼんぼん出てくるというのは、これでは活気なんか出るわけじゃないですよ。

この間の道新見て、がっかりしました。アベノミクスで景気がいいとという話があるけれども、札幌の薄野は閑散としていると。そういうような状況になっているんですよ。ですから、そういう人たちをこの職場で同じような思いをさせてはならないというふうに私は思うんです。介護の職場はやっぱりきちんとしているというようになっていかないと、困ると思うんですよ、どうなんでしょうか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ちょっと委員のおっしゃっていることが私の聞き違いでありましたら、ちょっとおわびするのですけれども。私は嘱託職員が、現在行かれる職員が、将来何らかの理由で退職なさると思うんです。そのときには、社協運営上、臨時職員に切りかえていくということ。ある日突然嘱託職員を臨時に格下げするだとか、そういうことではなくて、嘱託職員の拡大は嘱託職員のまま、今の給料をずっと2号俸上げていってもらおうということで、その方が何かでやめられたときには、まずは臨時職員の採用となるだろうということでもあります。それが将来臨時職員が多くなってきたときに、もう全然経営的には、もうそのときには真っ黒けだと思うんです、利用者がちゃんといれば、施設をちゃんと維持管理していて。そのときに利益をずっと蓄えても仕方がないわけですから、それは処遇改善のために使うべきであります。そのことによって将来は、臨時職員の処遇改善合併は駆られると、そのようにご説明させていただいたつもりでございますので、もし私の聞き違いでありましたら、おわび申し上げますが、あ

る日突然臨時にその人をするとか、そういうことは申し上げておりませんので、ちょっとご確認いただきたいと思います。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 私、そんなこと、一言も言ってませんよ。課長は嘱託職員が何らかの形でやめられた段階では臨時職員にしていきますと、定年だとか、自己都合だとか、いろいろあるんでしょうけれども、そういうのをずっとやっていく、その交代要員は臨時職員でいきますよという説明をしていますよ、課長、そうですよね。そうして、最終的には真っ黒けになったら、そこから何か処遇改善にという、それではだめだと思うんですよ。やっぱり責任持つのは、正職員に準ずるそういう人をきちっと確保しておかないとならないと思うんですよ、介護の現場に、介護員としても。どこかのコンビニと同じでないですか。このコンビニにも気安い店長なんていますけれども、私の言っている違います、課長、どうなんですか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、私の聞き違いであったことはおわび申し上げたいと思います。大変どうも失礼いたしました。

この正職員に準ずる人というふうに今言われたのですけれども、これはまさしく部門部門で、役場でいえば係長と言うのですか、そういう責任を持った人を育成して、それを抜擢するというのがやはり民間の中では行われていくものと思っておりますし、当然そういうふうにしなないと大きな組織になりますので、組織一致団結した方向に向かっていくのが難しいのかなというふうに思っていますので、何人を正職員というふうなことまでの考え方はお聞きしておりませんが、そういう部門部門での主任クラスですか、そういった方は正職員をやっぱり必要だと、そういう話はさせていただいております。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 話は、平行線が続くような気がしますけれども、やはり職場の環境というのは大事だと思うんですよね。そこの職場で働く人たちがアレルギー心して働ける体制をきちんとつくってやる、そういうことができている職場だから、そこを利用する利用者の皆さんも安心して利用していただけるという処遇を、今以上に私どもはさらに高レベルにとは言わないけれども、やっぱりそちらに移ったときには町の方針からそう外れないで、それがずっといくと、何か黒字に、真っ黒にするためにスリムにスリムにスリムにしていこうというような話が一部聞こえたんですけれども、そういう考えでは私はだめではないのかなというふうに思うんです。そのあたりしっかりしたものを持っていただきたいと思います、やっぱり安心できるということになっていかなければならないと私は考えますが、私はまだまだ納得しておりませんが、きょうの質問はこの程度にいたします。

●副委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 谷口委員の今の質問のとおりなんです。私は何度も言っています。先ほどの室崎委員の質問に対しましても、そのような気持ちを持って答弁をいたしております。直営と同等の権利、義務を守れるように。さらにはまた、それ以上によくなるように我々は進めていかなければならない、そのように考えます。

●副委員長（室崎委員） 休憩いたします。

午後 9 時52分休憩

午後10時16分再開

●副委員長（室崎委員） 再開をいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、13日に本委員会を開会するというところで、延会したいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、13日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後10時18分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年12月9日

老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会

委員長

副委員長